

保護者の皆様へ

太子町教育委員会

町立学校園において新型コロナウイルスの感染拡大が確認された場合の臨時休業等について

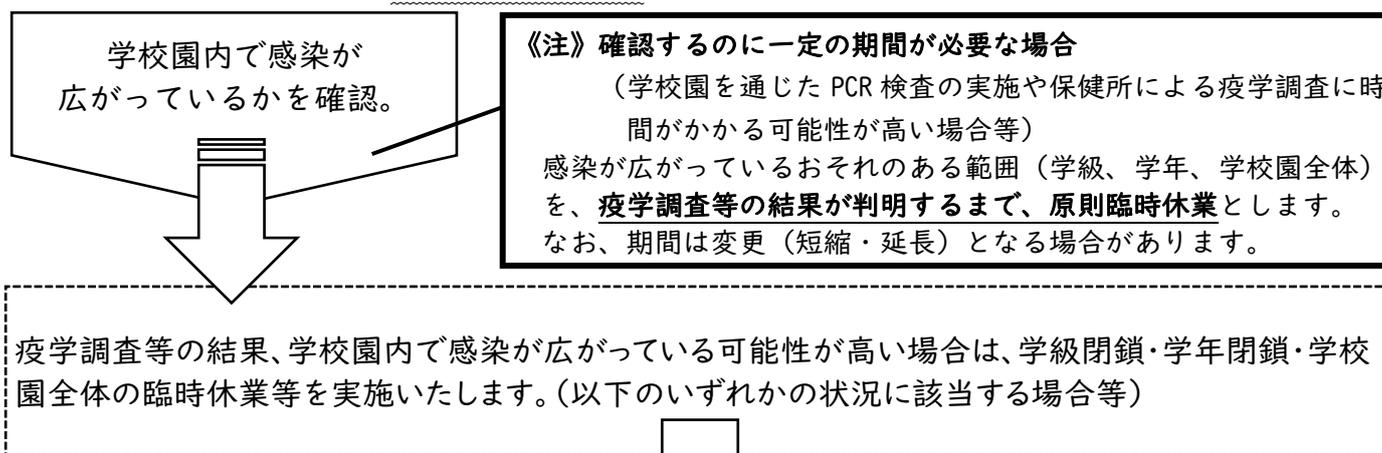
平素は、本町教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本町の学校園内において新型コロナウイルスの感染拡大が確認された場合は、次の流れで臨時休業等を実施する予定ですので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後、変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

○幼児・児童・生徒・教職員の感染が判明した場合



- 【学級閉鎖】**
- ① 同一の学級において複数の幼児・児童・生徒の感染が判明した場合
  - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ④ その他、教育委員会で必要と判断した場合
- 【学年閉鎖】**  
 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施します。
- 【学校園全体の臨時休業】**  
 複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を臨時休業とします。
- 
- ※ 期間は、いずれも5~7日間程度を目安としますが、感染の把握状況、感染の拡大状況、幼児・児童・生徒への影響等を踏まえて判断します。
  - ※ 複数の教職員が感染または濃厚接触者となり、教育活動を実施する体制が整わない場合は、学校園全体または一部(学年、学級)を臨時休業とする場合があります。
  - ※ 保健所が実施する疫学調査等により休業期間が変更(短縮・延長)となる場合があります。なお、緊急事態宣言期間中及びまん延防止等重点措置適用中は、濃厚接触者等を特定するために、保健所から学校園に対して幼児・児童・生徒及び教職員の情報や学校園での接触状況に関する情報の提出が求められることがあります。その際、太子町個人情報保護条例に基づき学校園から保健所に提供することとなりますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。
  - ※ 感染拡大により登校・登園に不安を感じる場合等は、各校園までご相談ください。

※その他、ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。  
 太子町立中学校 0721-98-0043  
 太子町教育委員会 0721-98-5533